

# 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領

(平成 25 年改定)

平成 18 年 3 月 31 日国営整第 166 号  
最終改定 平成 25 年 3 月 29 日国営整第 183 号

この要領は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領

### 第 1 目的

本要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「官庁営繕部等」という。）が行う営繕事業の企画立案から工事完成後のフォローアップに至るまでの一連の業務について必要な事項を定め、施設のニーズに対応する方策の最適化を図るとともに、適切な事業実施により施設の所要の性能を確保して施設管理者及び施設利用者の満足度の向上を図り、もって行政事務の円滑な実施に資することを目的とする。

### 第 2 共通事項

官庁営繕部等の営繕事業を実施する担当者（担当課長及び担当事務所長を含む。以下同じ。）は、企画立案段階（事業化以前）、企画立案段階（事業化以降）、設計マネジメント段階、施工マネジメント段階、フォローアップ段階の事業の各段階を通じ、以下の事項を遵守すること。

#### （1）官庁営繕部等の担当者の役割・責務

担当者は、既存施設の利用状況や機能劣化の状況を把握した上で、施設に関するニーズに対応するために最適な方策を選択し、選択した方策に営繕工事が伴う場合には適切な営繕計画を作成すること。

営繕工事の実施に当たり、委託業務及び工事の受注者等の技術的能力を活用しながら施設の所要の性能を確保することにより事業目的を達成すること。

官庁施設が有効かつ適切に使用されるよう工事完了後の施設の利用状況や保全の状況を把握し、施設管理者に対する情報提供や保全支援を行うこと。なお、事業実施の各段階で、施設管理者及び施設利用者の施設に対する満足度の向上に配慮しながら、従前の事業実施によって得られた知

見・知識を活用して常に業務の改善を行うこと。

## （２） 企画内容の明確化と実現、対外的な説明

担当者は、事業の成果が施設管理者及び施設利用者のニーズを満足するよう、事業目的を達成するための目標（以下「事業目標」という。）を設定し、その達成に必要な事項（以下「企画内容」という。）を明確化すること。

設計、施工を通じて企画内容が確実に実現されるようにするとともに、事業実施の各段階で、企画内容及びその実現の方法について施設管理者と必要な調整を図ること。

## （３） 重点的な審査・確認

担当者は、企画立案段階において、耐震安全性の確保や漏水の防止などの人命や財産の安全確保や行政事務の円滑な実施の根幹に係る事項（以下「根幹的事項」という。）とは別に、事業実施に当たって重点的に整備すべき項目（以下「重点整備項目」という。）を明確化すること。設計、施工の段階においては、特に根幹的事項と重点整備項目について厳密な審査・確認を行うこと。

## （４） 実施方針の審査と成果の確認

官庁営繕部等の営繕事業担当部局に、特に重要な事業に関して、事業実施の方針を審査し、その成果が事業目的を達成していることを確認する委員会（以下「プロジェクト管理委員会等」という。）を設置し、当該事業にかかる組織としての意思決定や評価のための検討を行うこと。

官庁営繕部等の営繕事業担当部局長は、プロジェクト管理委員会等に諮る事業以外の事業についても、あらかじめ事業実施の方針の審査及びその成果の確認を行う体制（担当課長又は担当事務所長が単独で行う場合を含む。）を定めて事業の円滑な実施を図ること。

## （５） 工程の管理

担当者は、事業の各段階で適切な時期に必要な業務を行うこと。特に、事業化以降の企画立案、設計マネジメント、施工マネジメントの各段階においては、入札契約手続などの業務の日程と、委託業務や工事の実施工程との調整を十分に行い、所定の期日までに工事を完成させるとともに、各段階における業務の円滑な実施に努めること。

#### （6） 文書による指示・記録

担当者は、委託業務や工事の受注者への指示を書面にて行い、施設管理者を含む事業の関係者との協議、打合せの結果についても書面に残すこと。また、官庁営繕部等における営繕事業の実施に係る会議や打合せの結果についても、その要旨を必ず書面に残し、事業実施の詳細な意思決定の過程について、事業の各段階における確認を可能にすること。

#### （7） 知見・知識の蓄積・活用

担当者は、事業の各段階で得られた知見・知識を、容易に検索・参照できるように蓄積・保管し、当該知見・知識が以降の事業実施において活用できるようにすること。

### 第3 事業段階別の実施内容

担当者は、事業の各段階における業務を、関係法令その他規則に定めるところによるほか、以下により実施すること。

#### （1） 企画立案段階（事業化以前）

担当者は、施設に関するニーズに対応するための方策の選択に当たって、当該ニーズの背景や事業実施の条件を把握した上で、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成 6 年建設省告示第 2379 号）に基づいて事業目標を定めること。

事業目標を設定した上で、官庁営繕の施策、既存施設の利用状況や機能劣化の状況を把握し、営繕工事が伴うか否かにかかわらず様々な視点から幅広く検討を行い、複数の案の比較検討によって最適な方策を選択すること。

選択した方策に営繕工事が伴う場合には、より詳細な情報を収集し、企画内容を明確化した上で営繕計画を作成し、過不足ない予算の確保に努めること。また、必要に応じて各省各庁による営繕計画の作成を支援すること。

#### （2） 企画立案段階（事業化以降）

担当者は、必要に応じて施設利用者ニーズ調査等を実施し、さらに詳細な情報を収集した上で事業化以前の企画内容を再検討すること。その際、「官庁施設の基本的性能基準」（平成 25 年 3 月 29 日国営整第 197 号、国営設第 134 号）に基づいて施設に求められる性能の水準等を設定し、施設管理者と調整を図った上で、事業目的の達成のために最適な企画内容とし

て企画書等に表現すること。また、事業実施上の重点整備項目を明確化すること。

### （３） 設計マネジメント段階

担当者は、設計業務の受注者の技術的能力を活用しながら、関連する技術基準に基づき、企画内容を設計図書等として具現化すること。その際、施設管理者及び施設利用者のニーズを満足しつつ、効率的かつ効果的な事業を行う立場を自覚し、設計業務の受注者から提示された設計案において施設の所要の性能が確保されていることを確認すること。特に、根幹的事項及び重点整備項目について厳密な審査を行うとともに、予算の範囲内で設計案の実現が可能であること、更なるコスト削減の可能性の有無などについて確認すること。また、施設のライフサイクルコストの低減が図られていることなどを確認すること。

設計案の審査・確認に当たって、設計業務の受注者から設計の意図と内容について説明を受け、企画内容に照らして不適切と考えられる設計内容については再検討させること。また、施設の使用や保全に関する内容を含めて、設計の内容について適宜施設管理者との調整を図ること。

### （４） 施工マネジメント段階

担当者は、工事の受注者等の能力を活用しながら、設計図書等に表現された設計内容に基づいて施工を行わせ、企画内容を実現すること。その際、施設管理者及び施設利用者のニーズを満足しつつ、効率的かつ効果的な事業を行う立場を自覚し、所要の性能が確保されるよう必要な調整を行うこと。また、工事完成物が企画内容を実現し、事業目的が達成されていることを確認するとともに、建築物等の利用に関する説明書等を作成し、その内容を施設管理者に説明することにより、施設の使用や保全に関する情報を確実に伝達すること。

### （５） フォローアップ段階

担当者は、工事完成後に事後調査、顧客満足度調査、官庁建物実態調査などを実施して施設の利用状況や機能劣化の状況を把握し、調査結果については、容易に検索・参照できるように蓄積・保管することにより、以降の事業における活用を可能にすること。

施設管理者に対しては、施設の不具合等への対応に関する情報提供を行うこと。また、当該施設の有効かつ適切な利用のために生じる新たなニーズに対しては、本要領に基づき、必要な対応又は支援を行うこと。

施設が所要の性能を発揮し、有効かつ適切に使用されるためには、適正な保全が不可欠であるため、施設管理者に対して保全のための基準類を提供するとともに、施設の保全の状況を把握し、必要な保全指導を行うこと。

#### **第 4 施策別の留意事項**

担当者は、事業の実施に当たり、当該事業において講じられる施策に応じて別紙の事項等に留意すること。

附則（平成 21 年 6 月 1 日国営整第 44 号）

この要領は、一部改定し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附則（平成 25 年 3 月 29 日国営整第 183 号）

この要領は、平成 25 年 3 月 29 日から適用する。

## 事業の推進にかかる施策別の留意事項

### （１）地域連携に関すること

地域のまちづくりにとって重要な位置に計画され、市民生活に重要な役割を担う官庁施設の整備に当たっては、地域の特性や地方公共団体のまちづくり計画を踏まえ、まちづくり協議会等を通じて事業に対する多様な意見を聴取するなど、地域連携の取組みを図ることが重要である。

ここに「まちづくり協議会等」とは、地域のまちづくりに関連する施設の企画、設計、施工、運営に関する事項を検討対象とし、有識者、地方公共団体、事業者、市民等の当該地域のまちづくりに関係する者から構成される協議会、委員会、ワークショップその他これに類する組織をいう。ただし、組織の構成及び検討の範囲は各組織によって異なる。

#### （企画立案段階（事業化以前））

担当者は、地域におけるまちづくりの課題を把握し、周辺のまちづくりの方向性等を理解した上で、より適切な官庁施設の立地や整備のあり方について検討すること。その際、地方公共団体との協同による関連調査の実施や、まちづくり協議会等の設置を検討する。まちづくりに関する検討の成果については、できる限り市民に公開し、時機を見て情報発信のためイベント等を地方公共団体と協同で企画することも有用である。

#### （企画立案段階（事業化以降））

担当者は、事業化以前の企画内容を再検討し、まちづくりに寄与する官庁施設整備について、企画内容をより具体化すること。その際、周辺のまちづくりのコンセプトについて関係機関の概ねの合意が得られており、当該コンセプトに沿った企画立案を行うことが重要である。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、まちづくり協議会等の場で設計案のコンセプト等を説明し、意見交換を行った上で関係者との調整を図るなど、設計の過程に関する情報公開に努めること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、必要に応じて工事の進捗状況等を適宜公表し、工事現場見学

会など市民が施設に対して親しみを持てるような機会を設けること。また、工事の完成に際しては、まちづくりの整備コンセプトを踏まえた事業実施上の工夫など地域連携の成果を積極的に広報すること。また、施設管理者がまちづくり協議会等に参画していない場合には、施設管理者に対して地域と連携した事業計画の経緯と事業実施上の配慮事項について伝達すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、まちづくり協議会等が施設の運用段階においても重要な役割を果たすことに鑑み、その継続に努め、まちづくり協議会等が継続する場合には、施設を整備した立場から積極的に参画する。また、施設管理者等との連携の強化に努め、まちづくりに寄与し、地域に親しまれる施設の使用や保全に対して必要な支援を行うこと。

## （２） 景観形成に関すること

良好な景観に資する官庁施設の整備を図るためには、施設の位置によって周辺環境が異なり、施設の規模も様々であることから、各事業の特徴を踏まえた景観形成への配慮が必要である。

このため、施設整備に当たっては、機能性、経済性等に配慮しつつ、地域の持つ歴史・文化・風土などの特性を踏まえた景観整備方針を定め、各段階で当該方針の事業への反映状況を確認しながら進めていくことが重要である。

#### （企画立案段階）

担当者は、事業実施場所の周辺の景観や土地利用状況、地域における景観形成の目標像、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、景観形成に当たり配慮すべき事項をとりまとめ、当該事項を反映した景観形成の基本的な考え方や方向性を示す景観整備方針を定めること。景観形成に当たり配慮すべき事項や景観整備方針の検討に当たっては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴取すること。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、設計業務の委託に当たり、企画書に景観整備方針を記載するなどして事業実施により達成すべき景観形成の考え方を設計業務の受注者に明示すること。また、景観整備方針に沿った設計が行われているかについて設計図書等の審査・確認を行うとともに、パースやコンピュータグ



ラフィックス等の手法を用いて景観予測を行い、事業実施による景観形成について地方公共団体や地域住民等との調整を図ること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、景観整備方針等に示された事業実施により達成すべき景観形成の考え方について、工事関係者との情報共有を図ること。また、外装材の色彩や質感など、設計図書等では十分に表現できない内容について、景観整備方針に沿ったものとなるよう設計業務の受注者と十分な調整を行うこと。また、工事完了後速やかに、事業実施により形成された景観が当該事業における景観整備方針に基づき適切なものとなっていることを確認すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、事業実施により形成された景観が長く地域に親しまれるよう、施設管理者に対して、施設の使用や保全に関する情報提供等の支援を行うこと。

### （3） 環境対策に関すること

官庁施設の整備に当たっては、環境保全性として求められる環境負荷低減性及び周辺環境保全性の各性能が確保されるよう総合的な調和を考慮し、目標を定めて、これを達成するよう取り組むことが必要である。このため、「官庁施設の環境保全性基準」（平成 23 年 3 月 31 日国営環第 5 号）に基づく施設整備に関する事項を示す。

#### （企画立案段階）

担当者は、事業実施の条件を踏まえ、整備に必要となる事項の調査を的確に実施し、施設がライフサイクルを通じて環境に与える負荷について、その概要を把握すること。目標として定めた環境保全性の性能水準（以下（3）において単に「水準」という。）を満たすため、建築計画上配慮すべき事項や採用すべき環境負荷低減技術について方針を定めるとともに、環境保全性の性能（以下（3）において単に「性能」という。）について客観的かつ総合的な評価を実施すること。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、企画立案段階において設定された水準を具体化し、設計図書等に適切に反映させるとともに、客観的かつ総合的な性能に係る評価の結

果を確認し、設定された水準を確保すること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、設計図書等により示された水準を実現するため、施工に関わるすべての者の情報の共有化を図ること。

また、水準に係る重要な変更等についてその内容を管理するほか、客観的かつ総合的な性能に係る評価の結果を確認し、設定された水準を確保すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、当該施設の有する性能が適正に発揮されるよう、施設管理者に建物の使用の条件等を適切に伝達すること。

また、適切な時期に、当初設定された性能の発揮の状況について検証を行うこと。当初設定された性能が発揮されていないと認められる場合においては、その原因を調査、把握し、改善方法の検討を行うこと。さらに、施設管理者に対して適正な運用・管理の方法等について必要な支援を行うこと。

### （４）耐震安全性の確保に関すること

営繕事業の実施にとって、施設の耐震安全性の確保は最優先事項であり、営繕事業の全ての段階において、構造体、建築非構造部材、建築設備等に関して耐震安全性の確保を図る必要がある。このため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成 8 年 10 月 24 日建設省営計発第 101 号）に基づく施設整備に関する事項を示す。

#### （企画立案段階（事業化以前））

担当者は、整備の対象となる施設が持つべき耐震安全性の目標を定めること。新営工事の企画立案に当たっては、敷地条件等を踏まえて構造体、建築非構造部材、建築設備等が目標性能を確保できるようにすること。また、耐震改修工事の企画立案に当たっては、既存施設の状況を把握した上で、耐震安全性の目標性能を確保しつつ、執務空間の利便性をできる限り損なわないようにすること。その際、必要に応じて耐震改修にかかる新技術等の採用や、諸室の用途変更を考慮するなどの幅広い検討を行うこと。

#### （企画立案段階（事業化以降））

担当者は、事業化以前の企画立案段階における検討を踏まえ、より詳細な情報を収集した上で、構造体、建築非構造部材、建築設備等が耐震安全性の目標性能を確保できるよう企画内容を再検討すること。特に、耐震改修工事の企画立案に当たっては、既存施設の躯体の状況や、耐震補強が執務空間の利便性に与える影響などについての調査が重要である。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、設計業務の受注者の技術的能力を活用しながら、施設の耐震安全性を確保すること。

設計案の審査・確認に当たっては、設計業務の受注者に対して耐震安全性の確保に関する考え方と設計内容についての説明を受けること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、工事の受注者等の技術的能力を活用しながら、設計図書等に基づいて施工を行わせ、構造体、建築非構造部材、建築設備等の耐震安全性を確保すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、大地震時には施設の被害状況について施設管理者から報告を受ける。被害があった施設については必要に応じて現地調査を行い、施設管理者に対して必要な支援を行うこと。

### （5）防犯に関すること

官庁施設には親しみやすさ、利便性や快適性が求められる一方、犯罪に対する財産、情報、施設利用者等の安全性を確保することが必要である。このため、「官庁施設の防犯に関する基準」（平成 21 年 6 月 1 日国営設第 27 号）に基づく施設整備に関する事項を示す。

#### （企画立案段階）

担当者は、守るべき対象（財産、施設利用者）及び想定される脅威を明確にし、施設全体における防犯の考え方を定めること。その際、周辺地域の状況、敷地の規模及び形状、施設の用途とともに、施設の管理体制と時間帯による変化等を考慮し、各室等に対して適切な防犯性能の水準を設定すること。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、企画立案段階において定めた施設全体における防犯の考え方にに基づき、室等の防犯性能の水準を確保するためのゾーニングを行い、建物の配置、屋外の動線、平面、立面等について基本設計を行うこと。その際、防犯設備及び運用・管理による対策についても検討し、基本設計に反映すること。

また、室等の防犯性能の水準を確保するために必要な技術的事項を明確にし、実施設計を行うとともに、施設全体について防犯性能評価を行うこと。所要の防犯性能を確保できない場合は、実施設計の修正と防犯性能評価を繰り返すことで、防犯上の不安全要素（セキュリティホール）がないバランスのとれた設計とすること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、設計図書等に盛り込まれた防犯上必要な技術的事項が、現場において確実に施工されているかを確認すること。なお、施工マネジメント段階で防犯性能に係る変更が生じた場合は、変更後の防犯性能を確認すること。

また、工事完了後速やかに、防犯性能を再評価し、室等の防犯性能の水準が確保されているか確認するとともに、施設管理者等に対して当該施設の防犯性能を提示し、運用・管理上の留意事項等を的確に伝達すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、事後調査等により、所要の防犯性能が発揮されていない等の問題が認められる場合は、その原因を調査、把握し、改善方法の検討を行うこと。さらに、施設管理者に対して適正な運用・管理の方法等について必要な支援を行うこと。

なお、施設運営時において、入居官署及び業務内容等の変更、増築・改修工事の実施、防犯対策の変更等により、当該施設の防犯性能を把握する必要が生じた場合には、再度、防犯性能評価を行うこと。

### （6）ユニバーサルデザインに関すること

公共性の高い建築物、特に不特定かつ多数の人の利用が想定される施設の整備に当たっては、高齢者、障害者等を含むすべての利用者が、できる限り円滑かつ快適に利用できるよう整備することが重要である。そのためには、常に利用者の視点に立ち返りながら事業を進めるとともに、事業の各段階で得られた評価データ等を蓄積し、フィードバックすることが重要である。このため、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（平成 18 年 3 月

31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号)に基づく事業に当たってのユニバーサルデザインレビューの進め方等を示す。

ここに「ユニバーサルデザインレビュー」とは、より良い施設の整備を目指し、事業の各段階において行う、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、検証及び評価並びにフィードバックのプロセスをいう。

#### **（企画立案段階（事業化以前））**

担当者は、施設の特徴、施設利用者の要望、周辺地域の環境などの関連する事業実施の条件を把握し、ユニバーサルデザインの視点からその目標を明確化すること。また、施設の用途、規模、立地等に応じてユニバーサルデザインレビューを実施する時期、方法等を明確化すること。その際、ユニバーサルデザインレビューの構成員としては、施設管理者の参加を前提として、設計マネジメント段階においては設計業務の受注者を、施工マネジメント段階においては設計業務及び工事の受注者を参加させるほか、必要に応じて、施設利用者、専門家、地方公共団体、周辺事業者等に参加を求めることが必要である。

なお、事業の各段階を通じて、施設管理者と綿密に意思疎通を図り、運用・管理段階でのソフト面での対応と整合のとれた施設の整備に努めること。また、周辺事業との調整を図ることにより、連続的かつ面的な移動環境の整備及びユニバーサルデザインの考え方を踏まえた地域づくりに寄与するよう努めること。

#### **（企画立案段階（事業化以降））**

担当者は、事業化以前の企画内容を再検討し、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備について、企画内容をより具体化すること。また、施設の特徴、事業実施の条件を考慮しつつ、多様なニーズの優先順位を整理すること。

ユニバーサルデザインレビューのプロセスとしては、施設管理者からのヒアリング、ワークショップの開催等による施設利用者からの直接の意見聴取等を行い、施設管理者及び施設利用者のニーズの適確な把握に努めることが重要である。

#### **（設計マネジメント段階）**

担当者は、ユニバーサルデザインの視点からの事業の目標が達成されるよう、設計の進捗に応じて、検討、評価等の内容を詳細化しつつ、順次ユ

ユニバーサルデザインレビューを行い、その結果を設計にフィードバックすること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、施工図や現場における原寸レベルでの確認を行うなど、工事期間中にも適宜ユニバーサルデザインレビューを行い、その結果を施工にフィードバックすること。また、工事完了時に、施設管理者に対してユニバーサルデザインの視点からの施設の運用・管理上の留意事項等を確実に伝達すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、ユニバーサルデザインの視点から事業実施上配慮した事項が、施設の使用に当たって有効に機能するよう、施設管理者に対して必要な支援を行うこと。また、事後調査、顧客満足度調査等により得られたユニバーサルデザインに関する調査結果を蓄積し、以降の事業実施における活用を可能にすること。

### （7）木材利用に関すること

公共建築物において木材利用を推進することは、地球温暖化防止等の環境負荷の低減や地域の経済の活性化につながるだけでなく、木材の優れた断熱性・調湿性、衝撃を緩和する効果、木の表情や温もりによる癒しの効果等により、快適な生活空間の形成に貢献することが期待されることから、重要である。

このため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「木材利用促進法」という。）の成立を受けて制定した「木造計画・設計基準」（平成 23 年 5 月 10 日国営整第 20 号）を適用する施設整備における木材利用に関する事項を示す。

#### （企画立案段階（事業化以前））

担当者は、企画立案に当たり、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）（以下「木材利用促進基本方針」という。）、各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、施設の建設地、規模及び用途を勘案して、木造化や内装等の木質化等を図ること。

また、木材の利用に当たっては、施設管理者に木材利用促進法に基づく国の責務、木材利用の意義、施設利用者に与える快適性、運用・管理の方

法、ライフサイクルコスト等について説明を行い、理解を得ること。

#### （企画立案段階（事業化以降））

担当者は、必要に応じて有識者等の助言も受けながら、建設地における木造化や内装等の木質化等の条件、地域における木材の流通状況の把握に努め、木材の利用について幅広い検討を行った上で、設計と条件をとりまとめること。また、木材の調達期間を考慮した適切な工期設定を行うこと。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、木材の性質を十分に理解し、設計業務の受注者から提示された設計案について、施工、運用・管理等を考慮し、平面・立面・設備計画、木材の使用箇所、樹種、構工法、腐朽・蟻害対策、不燃処理、接合方法等が適切であるかの審査を行うこと。また、地域の木材の流通状況を勘案し適切なコスト管理を行うこと。

木造化によって室等のレイアウトに制約が生じる場合など、施設の使用方法について施設管理者と調整をしながら設計を進めること。また、運用・管理上の留意点について、施設管理者に対し適切な情報提供を行い、理解を得ること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、木材の使用箇所、樹種、構工法、腐朽・蟻害対策、不燃処理、接合方法等の設計意図が工事の受注者及び工事監理者に対して確実に伝達されるようにすること。また、木材の調達期間を考慮した適切な進捗管理を行うこと。

さらに、工事完了時に、木材の乾燥収縮による割れ、変色等の特性のほか、ボルトの緩み、定期的な塗装の塗り替え等の運用・管理上の留意事項等について施設管理者へ確実に伝達すること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、施設管理者に対して、施設の使用や保全に関する情報提供等の支援を行うこと。

また、不具合等が発生した場合、その原因を調査、把握し、改善方法の検討を行い、施設管理者に対して適正な運用・管理の方法等について必要な支援を行うこと。

さらに、木材利用促進基本方針に基づく措置の実施状況を、本省からの依頼に従い、報告すること。

## （8）津波対策に関すること

沿岸地域に所在する必要性が高い機関が使用する官庁施設の整備に当たっては、津波発生時に施設内の執務に当たる職員及び来庁者（以下「在庁者」という。）の安全が確保され、かつ中央防災会議が作成した防災基本計画に示された津波の 2 つのレベルに応じて入居官署の業務（災害応急対策活動等）が適切に行えるように、津波発生時の避難計画、災害応急対策活動の実施に関する運用規則などの運用・管理上の対策と連携しつつ、施設整備上必要な津波対策を施す必要がある。

このため、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく施設整備上の津波対策に関する事項を示す。

### （企画立案段階（事業化以前））

担当者は、立地場所の違いによって施設整備上必要となる津波対策の程度が異なることを十分に認識すること。その上で、国有財産担当部局と連携を図りつつ、用地取得費を含めた事業費全体としての経済合理性と平常時の利便性について総合的に優れた施設整備計画を立案すること。その際、ファシリティマネジメントの観点からも効率的かつ効果的な計画とすること。

施設整備計画の検討に当たっては、津波発生時に想定される浸水深（以下「想定浸水深」という。）、海岸保全施設等の整備状況、高台等の安全な避難場所までの距離等、上下水道・ガス・電気等のライフラインの状況、津波により危険物が漂着する可能性等を考慮すること。また、入居予定官署の津波発生時の避難や業務継続に関する考え方をできる限り把握すること。さらに、津波防災地域づくりの観点から、施設整備に対する津波防災上の地域ニーズを考慮するとともに、地方公共団体等との連携による施設整備計画の最適化を図ること。

### （企画立案段階（事業化以降））

担当者は、施設管理者及び施設利用者に対して、津波発生時の避難や業務継続に関する考え方、水損や流失が許されない資料等の保有に関する考え方、燃料等の備蓄に関する考え方、防災拠点として施設に必要な機能等を確認すること。また、地方公共団体等に対して、地域住民の一時的な避難施設とするなど当該施設に対する津波防災上のニーズや、災害応急対策活動のために地方公共団体等が一時的に使用するニーズなどを確認すること。



それらを踏まえ、津波に対して必要な施設機能が確保できるよう設計と条件を整理すること。

#### （設計マネジメント段階）

担当者は、施設整備上の対策の採用に当たり、個別の対策ごとにその必要性や効果と導入によるコスト増や運用・管理上の負担増について十分な検討を行うとともに、将来的な室等の用途等の変更にも柔軟に対応できるよう配慮すること。また、施設管理者及び施設利用者と設計内容に関する情報共有を綿密に行い、津波発生時の活動等が適切に行われるようにすること。

#### （施工マネジメント段階）

担当者は、津波防災に関する企画内容（津波発生時にどのような使用を想定しているか等）を工事の受注者及び工事監理者に対して確実に伝達し、企画内容に沿った施工が行われるようにすること。

担当者は、施設管理者に対して、施設上階への一時的な避難の可否、波圧等の外力に対する構造体の耐力、自家発電設備等の設備機器の性能など、施設機能等に関する情報を確実に伝達し、津波発生時に施設が適切に使用できるようにすること。また、施設の緊急点検、被災箇所への応急復旧等の項目や方法、設備機器の再稼働に当たっての留意事項などを確実に伝達し、それらが適切に行われるようにすること。

#### （フォローアップ段階）

担当者は、施設整備と施設の運用・管理が連携した一体的な津波対策を推進するため、地域の津波対策に関する状況（想定浸水深や海岸保全施設等の整備状況）の変化について施設管理者及び施設利用者と継続的に情報共有を図ること。

また、災害発生時の官庁施設の機能確保にとって適正な保全が重要であることから、施設管理者に対する保全指導等を適切に行うこと。特に、防災拠点となる室等の各部や、災害応急対策活動に必要な設備機器、在庁者の避難に支障を及ぼすおそれのある家具等の固定などに留意すること。